

# やまぐち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

## 1 趣旨

「就職氷河期世代支援に関する新行動計画 2023」（令和4年12月27日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省庁会議決定。）における基本的考え方等を踏まえ、山口県内の関係機関や団体を構成員とし、県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策のとりまとめ、進捗管理等を統括する「やまぐち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「やまぐちPF」という。）を、令和4年度までの「第一ステージ」に続き、令和5年度からの「第二ステージ」においても設置する。

## 2 構成員

やまぐちPFの構成員については、行政機関、経済団体、労働団体等の別紙1の機関を構成員とする。

また、必要に応じて、就職氷河期世代の方の支援に取り組んでいる企業や団体等を、オブザーバーとして、参加させることができる。

## 3 各構成員の役割

上記2の構成員の役割は、下記のとおりとする。

### （1）行政側

#### ① 山口労働局（訓練室）

- ・やまぐちPFとりまとめ事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理（主担当）
- ・管内市町のプラットフォーム（以下「市町PF」という）との連絡調整
- ・各種支援策の周知広報

#### ② 山口県（商工労働部労働政策課）

- ・やまぐちPFとりまとめ事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ、事業の進捗管理（副担当）
- ・市町PFとの連絡調整
- ・各種支援策の周知広報

#### ③ 山口県（健康福祉部健康増進課）

- ・市町PFとの連絡調整

- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者のニーズの把握
- ・ 市町ＰＦと連携しての先進的な取組に係る事例の把握と展開
- ・ 各種支援策の周知広報
- ④ 就労支援機関（ハローワーク、山口しごとセンター）
  - ・ 専門窓口・専門チームによる就職支援
  - ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験機会の確保
  - ・ 企業に対する処遇改善の働きかけ、専門求人の確保
  - ・ 各種支援策の周知広報
  - ・ やまぐちＰＦとりまとめ事務局への政策提案
- ⑤ 中国経済産業局
  - ・ やまぐちＰＦとりまとめ事務局への政策提案
  - ・ 各種支援策の周知広報
- ⑥ 山口県市長会、山口県町村会
  - ・ 各種支援策の周知広報
- (2) 経済団体、労働団体等
  - ・ 企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会への参画や職場実習・体験機会の確保の働きかけ
  - ・ 企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
  - ・ 就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
  - ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
  - ・ やまぐちＰＦとりまとめ事務局への政策提案
- (3) 支援機関（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部、山口県社会福祉協議会）
  - ・ 公的職業訓練（ハロートレーニング）の充実
  - ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
  - ・ 各種支援策の周知広報
  - ・ やまぐちＰＦとりまとめ事務局への政策提案

#### 4 やまぐちＰＦにおける取組事項

やまぐちＰＦにおいては、次に掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

- (1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

## (2) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3種類の者に係る支援ニーズを把握する。

- ① 不安定な就労状態にある者
- ② 長期にわたり無業の状態にある者
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする者(ひきこもりの方や生活困窮の方など)

## (3) 目標、KPI(重要業績評価指数)の設定及び事業実施計画の策定

- ① 山口県におけるKPIについては、適切なものを検討の上設定する。
- ② KPIを達成するために、事業実施計画を策定する。
- ③ 計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

## (4) 市町との連携

市町PFの事務局と連絡調整を図り、以下の事項に係る市町PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・福祉から受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等、県レベル経済団体への対応依頼
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・市町PFの好事例の周知等

## 5 会議の開催

上記4に掲げる事項の協議を行うために、年2回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

## 6 秘密の保持

PFの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

## (附則)

この要領は、令和2年8月28日から施行する。

令和3年5月20日 一部改正

令和4年2月16日 一部改正

令和5年2月14日 一部改正

## やまぐち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員

区分	構成員 (機関・団体名)
経済団体	山口県経営者協会
	山口経済同友会
	山口県商工会議所連合会
	山口県商工会連合会
	山口県中小企業団体中央会
労働団体	日本労働組合総連合会 山口県連合会
支援機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部
	社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
市 町	山口県市長会
	山口県町村会
行 政	経済産業省 中国経済産業局 地域経済部 産業人材政策課
	山口労働局
	山口県商工労働部
	山口県健康福祉部